



マイナンバーカードの保険証利用について

当院では、マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を実施しております。

マイナンバーカードでできること

- 健康保険証(マイナ保険証)としての利用
- 受診歴・薬剤情報・特定健診情報の閲覧

ご利用にあたっては、「マイナ保険証」を窓口設置の顔認証付きカードリーダーに置いて、本人確認をする必要があります。

※あらかじめマイナポータルで保険証利用の申し込みをすることが必須です

※受診歴・薬剤情報・特定健診情報の閲覧を行うには、患者さまの同意が必要です

「マイナ保険証」は毎回提示して下さい

(健康保険法施行規則第53条等)

令和6年12月 医事課